

工事提出書類等一覧表（契約～検査）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
CORINS 関係	工事実績情報 (受注時・変更時・訂正時)	共通仕様書[1]1-1-7	500万円以上の工事 ※変更時：工期又は技術者が 変更された工事、訂正時：情 報の訂正が必要となった工 事)	当初契約後10日以内に登録。 監督職員の請求があった場合 は、遅滞なく提示。	随時	→	確認
	工事実績情報 (訂正時)	共通仕様書[1]1-1-7	工事実績情報の訂正が必要と なった500万円以上の工事	監督職員の請求があった場合 は、遅滞なく提示。	随時	→	確認
施工体制	下請企業使用報告書 (様式-13)	執行規則第21条 共通仕様書[1]1-1-54-2	500万円以上の工事	下請を決定するごとに、直ち に提出する。	工事着手前 随時	→	○
	市内下請企業を使用しない 理由書(様式-4)	共通仕様書[1]1-1-54-3の 県内を市内と読替 努力義務	500万円以上の工事かつ 市外下請を使用する工事	市外の下請を使用する場合 は、理由書を提出する(努力義 務)。	工事着手前 事前	→	○ (努力義務)
	施工体系図(提出用) (共通仕様書様式集)	共通仕様書[1]1-1-14-2 共通仕様書[1]1-1-14-4 建設業法第24条の7第4項	下請契約を締結した工事	下請を決定するごと、契約内 容を変更するごとに、直ちに 提出する。	下請契約 締結後 速やかに	→	○
	施工体制台帳 (共通仕様書様式集)	共通仕様書[1]1-1-14-1 共通仕様書[1]1-1-14-4 建設業法第24条の7第1項 公共工事の入札及び契約の適正化 の促進に関する法律 第13条	下請契約を締結した工事	下請を決定する毎、契約内容 を変更する毎に、速やかに提 出する。(契約書写し、注文 請書、約款、内訳書、技術者 資格者証及び雇用の証明とな る資料) ※建設業許可の無い下請業者 の施工体制台帳は不要。	下請契約 締結後 速やかに	→	○
	再下請通知書 (共通仕様書様式集)	共通仕様書[1]1-1-14-1 共通仕様書[1]1-1-14-4 建設業法第24条の7第2項	再下請契約を締結した工事	再下請を決定する毎、契約内 容を変更する毎に、速やかに 提出する。(注文請書、約款、 内訳書を施工体制台帳に添付) ※建設業許可の無い下請業者 の再下請通知書及び再下請を しない場合の再下請通知書は 不要。	再下請契約 締結後 速やかに	→	○
	下請に係る契約書の写し 下請代金内訳書の写し	共通仕様書[1]1-1-13-(1)	下請契約を締結した工事	変更が生じた場合も同様 ※工期のみ変更の場合は この限りではない。	下請契約 締結後 速やかに	→	○

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約～検査）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
建退共	共済証紙受払簿	共通仕様書[1]1-1-46-6	受注者が建設業退職金共済制度に該当する工事	発注者から求められたら、速やかに提示する。 共済証紙の受払い状況が把握できるものであれば、指定様式による必要はありません。	随時	→	提示
	建設業退職金共済証紙貼付状況報告書	共通仕様書[1]1-1-46-6			随時	→	提示
	建設業退職金共済証紙辞退届	共通仕様書[1]1-1-46-6			随時	→	提示
	建退共適用事業主工事現場標識	共通仕様書[1]1-1-46-6	受注者が建設業退職金共済制度に該当する工事	現場の見やすい場所に掲示する。	工事着手前 事前	→	掲示
照査	設計図書の不備や現場との不一致等を確認された旨の報告	契約書第18条第1項	設計図書の不備や現場の不一致等が確認された工事	確認したら直ちに報告し、監督職員の確認を求める。	照査時 随時	→	指示
	設計図書の不備や現場との不一致等を確認できる資料	共通仕様書[1]1-1-3-2 執行規則第28条	設計図書と現場の不一致等が確認された工事	確認したら速やかに提示して確認を受けるとともに、監督職員の求めに応じて提出する。	照査時 随時	→	○
	契約内容が諸法例と矛盾している旨の協議	共通仕様書[1]1-1-39-3	契約内容が諸法例と矛盾している工事	判明したら直ちに報告し、監督職員の確認を求める。	照査時 随時	→	指示
施工計画	施工計画書	共通仕様書[1]1-1-6-1	500万円以上の工事 または発注者が指示した工事	工事着手前（工期始期日から30日以内）に提出する。	工事着手前	→	○
	施工計画書（変更）	共通仕様書[1]1-1-6-2	施工計画書の内容に重要な変更が生じた工事	事前に提出する。	事前	→	○
	施工計画書（詳細）	共通仕様書[1]1-1-6-3	500万円以上の工事又は発注者が指示した工事	発注者が指示した事項について速やかに提出する。	随時	→	○
	施工計画書の内容の一部を省略するための承諾願	共通仕様書[1]1-1-6-1	施工計画書の一部を省略する簡易な工事（維持工事等）	事前に承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
段階確認	段階確認の実施予定等の報告	共通仕様書[1]1-1-23-5	段階確認が必要な工事	確認種別、内容、希望日時等を、確認希望日の概ね1週間前までに報告する。	段階確認前	→	確認
	段階確認書	共通仕様書[1]1-1-23-5	段階確認が必要な工事	確認時までに準備するとともに、確認時(後)に監督職員の押印を得て完成時まで保管する。(完成時には提出する。)	完成時	→	○
	段階確認提示資料(机上の場合)	共通仕様書[1]1-1-23-6	机上での段階確認が必要な工事	上記の準備資料と合わせて写真等の資料も提示し確認を受ける。	段階確認時	→	確認

- 備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。
 3) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約～検査）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
産廃・ 建設廃棄物	マニフェスト総括表 (共通仕様書様式集)	共通仕様書[1]1-1-22-3 建設リサイクルガイドライン	産業廃棄物を搬出する工事 ※木くずも含む。		変更契約前	→	○
	産業廃棄物管理票 (マニフェスト)	共通仕様書[1]1-1-22-3 廃掃法第12条の3	産業廃棄物を搬出する工事	発注者から求められたら、提示する。	随時	→	提示
	建設副産物(産業廃棄物以外)の 処分量が確認できる資料	共通仕様書[1]1-1-22-10 共通仕様書[1]1-1-22-12	建設発生土や木くず(産業廃棄物以外)を処分場へ搬出する工事で発注者が求める工事	発注者から求められたら、直ちに提示する。	変更契約前	→	○
	再生資源化等報告書 (建設リサイクルガイドライン 様式3)	建設リサイクル法第18条第1項	建設リサイクル法対象工事 ※特定建設資材廃棄物を搬出する又は特定建設資材を使用する500万円以上の土木工事	再生資源化が完了したら提出する。(契約工期内に提出できなくても良い。)	再生資源化完了時	→	○
	・再生資源利用計画書(実施)書 -建設資材搬入工事に用- (建設リサイクルガイドライン 様式1・イ)	共通仕様書[1]1-1-22-6,7 建設リサイクルガイドライン	500万円以上の工事		工事着手前・完成時	→	○
	・再生資源利用促進計画(実施)書 -建設副産物搬出工事に用- (建設リサイクルガイドライン 様式2・ロ)	共通仕様書[1]1-1-22-6,7 建設リサイクルガイドライン	500万円以上の工事		工事着手前・完成時	→	○
	建設廃棄物処理委託契約書	建設リサイクルガイドライン	建設廃棄物を搬出する工事	契約後に写しを提出する。	収集運搬又は処分の契約後	→	○
	産業廃棄物収集運搬業許可証	建設廃棄物処理委託契約約款	産業廃棄物を搬出する工事のうち収集運搬業を委託する工事	契約後に写しを提出する。	収集運搬の契約後	→	○
	産業廃棄物処分業許可証	建設廃棄物処理委託契約約款	産業廃棄物を搬出する工事	契約後に写しを提出する。	処分の契約後	→	○

- 備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 2) 表中の廃掃法とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を示す。
 3) 表中の建設リサイクル法とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を示す。
 4) 表中の建設リサイクルガイドラインとは、「長崎県建設リサイクルガイドライン」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約～検査）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
施工管理	出来形管理資料	共通仕様書[1]1-1-29-3 施工管理基準/出来形管理		発注者が求めた場合に提示する。（完成時には提出）	完成時	→	○
	品質管理資料	共通仕様書[1]1-1-29-3 施工管理基準/品質管理		発注者が求めた場合に提示する。（完成時には提出）	完成時	→	○
	写真管理資料	共通仕様書[1]1-1-29-3 施工管理基準/写真管理		発注者が求めた場合に提示する。（完成時には提出）	完成時	→	○
対外折衝	官公庁届出資料	共通仕様書[1]1-1-40-3	官公庁に届出を行った工事で 発注者が請求した工事	発注者の求めに応じて、許可 や承諾を受けた資料を提示する。	随時	→	提示
	官公庁届出結果報告	共通仕様書[1]1-1-40-4	官公庁に届出を行った工事で その許可条件が設計図書に適合しない工事	速やかに報告して指示を仰ぐ。	随時	→	指示
	近隣協議(交渉)事前報告	共通仕様書[1]1-1-40-7	近隣協議を行う工事	協議(交渉)内容について事前に 報告する。	随時	→	報告
	近隣協議(交渉)状況報告	共通仕様書[1]1-1-40-8	近隣協議を行った工事	協議(交渉)状況について随時 報告する。	随時	→	報告
資材	工事材料の品質を証明する資料	共通仕様書[1]2-2-1～2	工事で使用した材料	工事完成確認書を受理した翌 年度から5年間保管。発注者から 請求があった場合、速やかに 提出。※JIS製品はJISマーク 表示状態を示す写真等確認 資料の提示。	完成時	→	○ (提示)
	建設資材使用報告書 (様式-2)	共通仕様書[1]1-1-53-2	500万円以上の工事		完成時	→	○
	市内産資材を使用しない 理由書(様式-3)	共通仕様書[1]1-1-53-3の 県内を市内と読替 努力義務	500万円以上の工事かつ 市内生産品以外を使用する工 事	市内生産品以外を使用する場 合は、理由書を提出する(努力 義務)。	工事着手前 事前	→	○ (努力義務)
安全	安全教育訓練の実施資料	共通仕様書[1]1-1-32-19		発注者が要求した場合は直ちに 提示する。	随時	→	提示

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約～検査）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
建築	完成図	公共建設工事標準仕様書 (建築工事編) 1.7.2	建築工事		完成時	→	○
	施工図	公共建設工事標準仕様書 (建築工事編) 1.7.2	建築工事		随時	→	○
その他	工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況	雲仙市工事成績評定要領第3条	創意工夫を行った工事	必ずしも、提出の必要はありません。	完成時	→	○
	鍵・器具引渡書		発注者の指示があった場合		完成時	→	○
	仕上表		発注者の指示があった場合		完成時	→	○
	保証書・取扱説明書		発注者の指示があった場合		完成時	→	○

工事提出書類等一覧表（施工中掲示物）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
工事看板	工事看板	共通仕様書[1]1-1-32-17		公衆の見やすい場所に、工事名、工期、発注者名、請負者名を記載した看板を掲示する。	工事着手前	掲示	
	建設業許可証	建設業法第40条 建設業法施行規則第25条		公衆の見やすい場所に掲示する	工事着手前	掲示	
労災保険	労災保険成立票	・労働保険徴収法 施行規則第77条 ・労働者災害補償保険法 施行規則第49条	労災保険に係る保険関係が成立している工事	現場の見やすい場所に掲示し労働者に周知する。	工事着手前	掲示	
建退共 (掲示物)	建退共通用事業主工事現場標識	共通仕様書[1]1-1-46-6	受注者が建設業退職金共済制度に該当する工事	現場の見やすい場所に掲示する	工事着手前	掲示	
施工体制 (掲示物)	施工体系図[掲示用] (共通仕様書様式集)	共通仕様書[1]1-1-14-2 共通仕様書[1]1-1-14-4 建設業法第24条の7第4項	下請契約を締結した工事	下請を決定すること、契約内容を変更することに、直ちに公衆が見やすい場所へ掲示する。	工事着手前	掲示	
	施工体制台帳作成通知	建設業法施行規則 第14条の3第1項	下請契約を締結した工事	下請負人に通知するとともに、現場の見やすい場所へ掲示する。	工事着手前 随時	掲示	
産廃	産業廃棄物保管場所の標識	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条	産業廃棄物の保管場所を設ける工事	見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管場所であることを掲示する。	事前	掲示	
安全	作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項	労働安全衛生規則第18条	作業主任者を選任する必要がある工種のある工事	作業場の見やすい場所に掲示し労働者に周知する。	事前	掲示	

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約関係）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○		
						受注者 (会社)	監督員	契約検査課
契約	契約書	建設業法第19条第1項 雲仙市契約規則第22～24条 執行規則第13条	随意契約による130万円未満の 工事	※請書とする事ができる。	当初契約時	→		○
			随意契約による50万円未満の 工事	※省略できる。	当初契約時	→	○	
			共通仕様書[1]1-1-4-1 契約書第3条第2項	発注者が要求した工事	発注者からもとめられたら、 速やかに提出する。	当初契約後	→	
	履行保証の保険証券	契約書 第4条第1項第5号 入札の留意事項	当初請負金額が500万円以上の 工事	契約の締結と同時に提出 (契約書 第4条第1項第1～4号 の方法により契約保証金を納 付する場合を除く)	当初契約時	→		○
工程表	計画工程表	執行規則第27条 契約書第3条第1項		工事着手日の7日前までに提出 する。(施工計画書を提出す る工事は省略できる。)	工事着手前	→	○	
変更契約	契約変更申込書 (様式第8号) (様式第8号の2～4)	建設業法第19条第2項 執行規則第17条	工事内容の変更に伴い変更契 約が必要な工事		変更契約時	○	←	
	履行保証の保険証券	契約書 第4条第1項第5号	工期延長があった場合	変更契約の締結と同時に提出 (契約書 第4条第1項第1～4号 の方法により契約保証金を納 付する場合を除く)	変更契約時	→	○	
	契約変更請書 (様式第9号) (様式第9号の2)	建設業法第19条第2項 執行規則第17条	工事内容の変更に伴い変更契 約が必要な工事	契約変更申込書を受け、異議 がなければ、速やかに提出す る。	変更契約時	→	○	

- 備考 1) 雲仙市建設工事請負契約書第5項第1項ただし書き及び同条第2項ただし書きの承諾又は第44条第2項の支払いが必要な場合は、契約検査課と協議すること。
 2) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 3) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。
 4) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約関係）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○		
						受注者 (会社)	監督員	契約検査課
契約変更 (工期)	工期変更根拠資料	共通仕様書[1]1-1-19	工期の変更が必要な工事	変更日数の算定根拠や変更工程表等を提出する。	変更契約前	→	○	
	工期延長申込書 (様式第12号)	執行規則第19条第1項	天候不良など受注者の責に帰さない理由で工期の延長が必要な工事	工期の延長が必要と判明したら遅滞なく提出する。	随時	→	○	
	工期短縮請求書	執行規則第19条第2項	特別な理由により工期の短縮が必要な工事		随時	○	←	
数量	出来形数量	共通仕様書[1]1-1-24		出来形測量を実施し出来形数量を算出して提出する。	変更契約前	→	○	
現場代理人	現場代理人等決定通知書 (様式第14号)	執行規則第23条 建設業法第19条の2第1項 契約書第10条1項		当初契約の締結後7日以内に現場代理人、主任技術者または監理技術者、専門技術者を決定し通知する。	当初契約時	→		○
	現場代理人等変更通知書 (様式第14号)	執行規則第23条 契約書第10条1項		現場代理人、主任技術者または監理技術者、専門技術者を変更する場合、事前に通知する。	事前	→	○	
	現場代理人等に関する措置請求	執行規則第26条第1項 契約書第12条1項	現場代理人等が著しく不相当であると認められる工事	理由を示した書面をもって必要な措置を請求する。	随時	○	←	
	現場代理人等に関する措置通知	執行規則第26条第3項 契約書第12条3項	現場代理人等が著しく不相当であると認められる工事	措置請求の受理後10日以内に、決定した措置を通知する。	請求受理後10日以内	→	○	
建退共	建退共掛金収納書(発注者用)	落札決定連絡票	受注者が建設業退職金共済制度に該当する工事		当初契約時	→		○
労災	加入証明書	落札決定連絡票			当初契約時	→		○
その他	手持工事報告書	落札決定連絡票			当初契約時	→		○

- 備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。
 3) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約関係）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○		
						受注者 (会社)	監督員	契約検査課
監督職員	監督職員決定通知書 (様式第15号)	執行規則第24条 建設業法第19条の2第2項 契約書第9条1項		監督職員を決定したら通知する。	当初契約時	○	←	
	監督職員変更通知書 (様式第15号)	執行規則第24条 契約書第9条1項		監督職員を変更したら通知する。	随時	○	←	
	監督職員に関する措置請求	執行規則第26条第2項 契約書第12条第4項	監督職員が著しく不適當であると認められる工事	理由を示した書面をもって必要な措置を請求する。	随時	→	○	
	監督職員に関する措置通知	執行規則第26条第3項 契約書第12条第5項	監督職員が著しく不適當であると認められる工事	措置請求の受理後10日以内に、決定した措置を通知する。	請求受理後10日以内	○	←	
	監督職員の権限に関する通知	契約書第9条3項	発注者が監督職員の権限を複数の監督職員が分担する工事 発注者が発注者の権限の一部を監督職員に委任する工事	それぞれの監督職員の有する権限を通知する。 監督職員に委任する権限を通知する。	事前 事前	○ ○	← ←	
契約解除	契約解除通知書 (様式第7号)	執行規則第14条第1項 契約書第48条	契約を解除する要件を満たしその必要がある工事	理由を付して通知する。	随時	○	←	
	契約解除通知書	契約書第50条	契約を解除する要件を満たしその必要がある工事	理由を付して通知する。	随時	→	○	
前金払	前金払請求書 (様式第24号)	執行規則第45条 契約書第34条第1項	前払金を請求する工事	前払金を請求する場合、保証証書を添えて請求する。	前金払請求時	→	○	
中間前金払	認定請求書 (様式第24号の2)	執行規則第45条の2第1項 契約書第37条第1項	中間前払金を請求する工事	中間前払金を請求しようとする場合、事前に履行報告書等を添えて提出する。	中間前払金請求時	→	○	
	工事履行報告書 (共通仕様書様式集)	共通仕様書[1]1-1-30	中間前払金を請求する工事	中間前払金請求にともなう認定請求時に提出する。	中間前払金請求時	→	○	
	認定(調書)通知書 (様式第24号の3)	執行規則第45条の2第2項	中間前払金を請求する工事	認定請求書を受理したら7日以内に認定し提出する。	中間前払金請求時	○	←	
	中間前払金請求書 (様式第24号の4)	執行規則第45条の2第3項	中間前払金を請求する工事で認定を受けた工事	認定通知を受けた場合、保証証書を添えて請求する。	中間前払金請求時	→	○	

- 備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。
 3) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出書類等一覧表（契約関係）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○		
						受注者 (会社)	監督員	契約検査課
部分払	既済部分検査申込書 (様式第21号)	執行規則第41条第1項 契約書第38条第2項	部分払を請求する工事		既済部分 検査前	→	○	
	既済部分検査結果通知書 (様式第21号の2)	執行規則第41条第2項 契約書第38条第3項	既済部分検査に合格した工事		既済部分 検査後	○	←	
	部分使用の承諾願い	執行規則第34条第1項 契約書第33条第1項	引渡し前の工事目的物について発注者による部分使用が必要な工事	事前に発注者の承諾を得る。	随時	○	←	
	部分払請求書 (様式第25号)	執行規則第46条 契約書第38条第5項	既済部分検査に合格した工事	既済部分検査に合格し検査結果通知書を受理したら請求する。	既済部分 検査後	→	○	
完成払	工事完成通知書 (様式第18号)	共通仕様書[1]1-1-25-1 執行規則第37条 契約書第31条第1項		工事（指定部分等も含む）の完成時に、工事写真等の記録を添付して提出する。	完成時	→	○	
	工事完成確認書 (様式第22号)	執行規則第42条 契約書第31条第2項	完成検査に合格した工事	検査完了後7日以内に受注者へ提出する。	検査後	○	←	
	完成払請求書 (様式第23号)	執行規則第44条	完成検査に合格した工事	完成検査に合格し、工事完成確認書を受理したら請求する。	検査後	→	○	

- 備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。
 3) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出類等一覧表（必要に応じて提出が必要）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
工事測量	測量標の損傷報告	共通仕様書[1]1-1-42-2	測量標等に変動や損傷が生じた工事	発注者が設置した測量標、受注者が設置した水準点や基準点、用地幅杭に、変動や損傷を確認したら直ちに報告し復元する。	工事測量時 随時	→	報告
	工事測量基準点の選定承諾願い	共通仕様書[1]1-1-42-1		工事測量に使用する基準点を選定して承諾を受ける。（発注者より事前に当該箇所の測量成果簿が貸与され、その中から基準とする点を選定する場合は承諾は不要。）	工事測量前	→	○
	測量標等の移設承諾願い	共通仕様書[1]1-1-42-3	用地幅杭、水準点、基準点(仮設測量標を除く)を移設する必要がある工事	事前に提出し承諾を得る。	工事測量時 随時	→	○
	工事測量結果確認資料	共通仕様書[1]1-1-42-1	工事測量結果と設計図書とに差異があった工事	用地境界、中心線、縦断、横断を確認して、差異を発見したら速やかに報告し、協議する。	工事測量後	→	○
	工事測量成果簿	共通仕様書[1]1-1-42-1	上記の工事測量結果確認資料を提出した工事のうち発注者が請求した工事、及び、水準点や基準点を追加又は移設し	工事測量が完了したら提出する。	工事測量後	→	○
事故	事故等発生速報 (様式1(受注者→発注者))	共通仕様書[1]1-1-35 共通仕様書[1]1-1-32-6, 11	事故が発生した工事 ※物損事故も含む	事故が発生したら、まずは電話等で報告し、直ちに提出又は通知する。	事故発生時	→	○
	事故等発生報告書（第○報） (様式2(受注者→発注者))	共通仕様書[1]1-1-35	事故が発生した工事 ※物損事故も含む	事故の詳細が判明し、図面や写真等が準備でき次第、速やかに提出する。被災者が職場復帰又は完治した時点で最終報告する。	事故発生後	→	○

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。

工事提出類等一覧表（必要に応じて提出が必要）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
災害	工事災害状況調査結果通知	契約書第29条第2項	災害が発生した工事のうち受注者から工事災害通知書の提出がなされた工事	直ちに調査を行い損害の状況を確認し、その結果を通知する。	災害発生後	○	←
	災害発生の通知	共通仕様書[1]1-1-32-2	災害が発生した工事	災害が発生したら、応急処置を講じるとともに、発注者および関係機関に直ちに報告。	災害発生時	→	○
	工事災害通知書	共通仕様書[1]1-1-44-1 契約書第29条第1項	災害が発生した工事のうち不可抗力の損害による費用の請求(契約書第29条)ができると思われる工事	災害が発生したら、直ちに詳細な状況を把握し、通知する。	災害発生後	→	○
	工事災害費用負担請求書	契約書第29条第3項	災害が発生した工事のうち状況調査結果通知により損害が確認された工事		災害発生後	→	○
不当要求	不当要求報告書 (別紙様式2)	共通仕様書[1]1-1-51-1 雲仙市各種契約等からの暴力団等の排除に関する要綱第11条第1項	暴力団等より不当要求を受けた工事	毅然として拒否し、速やかに警察署に届出を行うとともに発注者に通知する。	不当要求後	→	○
	不当要求による被害通知書	共通仕様書[1]1-1-51-2	暴力団等による不当要求により被害を受けた工事	速やかに警察署に被害届を提出し発注者にその旨を通知する。	不当要求後	→	○
	不当要求による工期協議	共通仕様書[1]1-1-51-3	暴力団等による不当要求により工期の変更が必要な工事	発注者と速やかに協議する。	不当要求後		協議
工事看板	工事看板の設置を省略する場合の承諾願い	共通仕様書[1]1-1-32-17	工事看板の設置が困難な工事	事前に承諾を得る。	事前	→	○
施工時間	作業時間変更承諾願	共通仕様書[1]1-1-41-1	設計図書に施工時間が定められている工事でその作業時間を変更する必要がある工事	事前に提出して協議し、承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
	休日・夜間作業報告	共通仕様書[1]1-1-41-2	設計図書に施工時間が定められていない工事で休日夜間に作業を行う工事	事前に報告するとともに、理由も説明する。	随時	→	確認

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
2) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出類等一覧表（必要に応じて提出が必要）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
支給品等	支給品等の受領書又は借用書	契約書第15条第3項 執行規則第31条第4項	支給品等を使用する工事	支給品等の引渡を受けた日から7日以内に提出する。	随時	→	○
	支給品等が適当でない旨の報告	契約書第15条第2項、第4項 執行規則第31条第3項、第5項	支給品等を使用する工事であるがその支給品等が適当なものではなかった工事	支給品等が適当でないことを確認された時点で、その旨を発注者へ報告する。	随時	→	報告
	支給品等の修理承諾願い	共通仕様書[1]1-1-20-7 執行規則第31条第11項	支給品等について修理が必要となった工事	事前に提出し承諾を得る。	事前	→	○
	支給品精算書	共通仕様書[1]1-1-20-3	支給品を使用する工事	支給品の清算が可能となった時点で提出する。	随時	→	○
現場発生品	現場発生品発生報告	共通仕様書[1]1-1-21-2	設計図書に定めていない現場発生品が発生した工事	現場発生品が発生したら報告する。	随時	→	報告
	現場発生品引渡し指示書	共通仕様書[1]1-1-21-2	設計図書に定めていない現場発生品の引渡しを受けたい工事		随時	○	←
	現場発生品引渡し場所指示書	共通仕様書[1]1-1-21-1, 2	現場発生品が発生する工事 ※設計図書で指定していない場合	現場発生品の引渡し場所を指示する。	随時	○	←
	現場発生品調書	共通仕様書[1]1-1-21-1, 2	現場発生品が発生する工事	現場発生品が発生したときに提出する。	随時	→	○
特許	特許権等使用報告	共通仕様書[1]1-1-45-1	特許工法等を使用する工事	第三者と補償条件の交渉を行う前に報告する。	事前	→	確認
発明	発明(考案)報告	共通仕様書[1]1-1-45-2	工事の遂行により発明または考案がなされた工事	速やかに報告すると共に保全のための措置を講じ協議する。	随時	→	協議
文化財	文化財発見報告	共通仕様書[1]1-1-37-1	施工区域内で文化財が発見された工事	直ちに工事を中止し、監督員と協議する。	随時	→	協議

- 備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。
 3) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出類等一覧表（必要に応じて提出が必要）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
安全	地下埋設物状況の調査結果	共通仕様書[1]1-1-32-9	施工箇所に地下埋設物が予想される工事	地下埋設物の有無や位置、深さ等を調査し提出する。	随時	→	○
	地下埋設物発見報告	共通仕様書[1]1-1-32-10	施工中に管理者不明の地下埋設物を発見した工事	速やかに報告するとともに、管理者を調査し明確にする。	随時	→	指示
	その他物件の発見報告	共通仕様書[1]1-1-32-12	施工区域内で想定外の物件を発見(拾得)した工事	発注者及び関係官庁へ速やかに報告し指示を仰ぐ。	随時	→	指示
火薬	火気使用計画書	共通仕様書[1]1-1-33-2(1)	火気を使用する工事	使用に先立ち、火気の使用場所、日時、消火設備等を記載して提示する。	事前	→	提示
	火薬類使用計画書	共通仕様書[1]1-1-33-1(2)	火薬類等を使用する工事	使用に先立ち提示する。	事前	→	提示
	火薬類取扱保安責任者の資料	共通仕様書[1]1-1-33-1(1)	火薬類等の危険物を備蓄し使用する必要がある工事	発注者の要請に応じて、火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示する。	随時	→	提示
臨機	臨機の措置の報告書	共通仕様書[1]1-1-47-1 契約書第26条2項 執行規則第29条2項	臨機の措置を行った工事	臨機の措置を行ったら、直ちに報告する。	事後	→	○
	海上標識設置の通知	共通仕様書[1]1-1-32-38	船舶の運航等に支障をきたす物体を海中に落としたものの直ちに取り除けなかった工事	危険箇所を明示した標識を設置するとともに、発注者や監督官公庁に通知する。	事後	→	○
	作業船舶故障の通知	共通仕様書[1]1-1-32-39	作業船舶の故障により二次災害の恐れが生じた工事	直ちに応急措置を講じ発注者や監督官公庁に通知する。	事後	→	○
環境	環境への影響に関する通知	共通仕様書[1]1-1-36-2	環境への影響が予知されたまたは発生した工事	直ちに応急措置を講じて通知するとともに、第三者との交渉が発生した場合は、その経過も報告する。	事後	→	○
	環境への影響に関する資料	共通仕様書[1]1-1-36-3	環境への影響が発生し第三者への損害が生じた工事	受注者が善良な管理義務を果たしていたかを判断する資料を提出する。	事後	→	○

- 備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
 2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。
 3) 表中の契約書とは、「雲仙市建設工事請負契約書」を示す。

工事提出類等一覧表（必要に応じて提出が必要）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
施工計画 (技術者)	起重作業船団長選定承諾願	起重作業船団長配置要領	海上起重作業船団で作業を行う工事で船団長に海上起重作業管理技士を配置できない工事	当該船団の本船船長としての経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携行する。	工事着手前 事前	→	○
	潜水作業員選定承諾願	潜水作業従事者配置要領	潜水作業を単独で行う工事で無級者を潜水作業に従事させる工事	潜水作業の経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携行する。	工事着手前 事前	→	○
	潜水指揮者選定承諾願	潜水作業従事者配置要領	潜水作業を2名以上で行う工事で二級港湾潜水技士未満の者を潜水指揮者として配置する工事	潜水作業の経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携行する。	工事着手前 事前	→	○
	潜水管理者選定承諾願	潜水作業従事者配置要領	潜水作業を6名以上で行う工事で一級港湾潜水技士未満の者を潜水管理者として配置する工事	潜水作業の経歴書を提出し承諾を得る。承諾を得た書面は工事中携行する。	工事着手前 事前	→	○
	交通誘導員選定承諾願	共通仕様書[1]1-1-57-19	交通誘導員に交通指導警備検定合格者(1級又は2級)を配置できない工事	教育実施状況に関する資料等により承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
施工計画 (機械)	指定機械以外の機械の使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-32-13	設計図書で使用機械が指定されている工事において指定機械以外を使用する工事	事前に承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
	排出ガス対策型建設機械を使用できない場合の承諾願	共通仕様書[1]1-1-36-6	排出ガス対策型の使用が規定されているのにこれが使用できない工事	事前に監督職員と協議する。 ※設計変更の対象とする。	工事着手前 事前	→	○
	低騒音型・低振動型建設機械を使用できない場合の承諾願	共通仕様書[1]1-1-36-7	低騒音型・低振動型の使用が規定されているのにこれらが使用できない工事	事前に監督職員と協議する。 ※設計変更の対象とする。	工事着手前 事前	→	○

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。

工事提出類等一覧表（必要に応じて提出が必要）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
施工計画 (資材)	工事材料の品質を証明する資料	共通仕様書[1]2-2-4.5 執行規則第30条	設計図書において試験を行うこととしている工事材料、設計図書において指定された工事材料を使用する工事	試験結果や、見本または品質を証明する資料を事前に提出する。	工事着手前 事前	→	○
	アルカリ骨材反応抑制対策適合資材の確認資料	共通仕様書[1]2-9-1-3	セメントコンクリート製品を使用する工事	アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を提出する。(JIS製品の場合は、マーク表示等の確認とする。)	事前	→	○
	高塩化物含有資材使用承諾願	共通仕様書[1]2-9-1-2	全塩化物イオン量が0.3kg/m3を超えるセメントコンクリート製品を使用する工事	事前に提出して承諾を得る。	事前	→	○
	工事材料搬出の承諾願	契約書第13条4項 執行規則第30条第5項	発注者の検査に合格した工事材料を現場外へ搬出する必要がある工事	事前に承諾を得る。	既済部分 検査後	→	○
	海外建設資材品質審査証明書	共通仕様書[1]2-2-7	海外のJIS工場以外で製造されたJIS規格資材を使用する工事	事前に提出する。	工事着手前 事前	→	○
	再生アスファルト混合物の不使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-52-1	新材のアスファルト混合物を使用する工事(新材が規定された場合を除く)	事前に承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
	再生砕石の不使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-52-1	新材の砕石を使用する工事(新材が規定された場合を除く)	事前に承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
	県が認定していない再生路盤材・再生資材の使用承諾願	共通仕様書[1]1-1-52-2、3	リサイクル認定制度で認定されていない再生路盤材を使用する工事	事前に承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
	製品への表示事項省略の承諾願	共通仕様書[1]2-9-5	必要な表示を省略するコンクリート二次製品を使用する工事	事前に承諾を得る。	事前	→	○

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。

工事提出類等一覧表（必要に応じて提出が必要）

入札・契約に関する様式は、入札・契約情報をご参照下さい。

雲仙市 2018.12.1

区分	書類名	根拠条項	適用工事	備考	提出等の時期	提出等の実施者：→ 提出：○	
						受注者 (会社)	監督員
施工計画 (産廃等)	建設副産物の使用協議	共通仕様書[1]1-1-22-2	建設副産物を工事目的物または指定仮設構造物に使用する工事（設計図書に明示が無い場合）	事前に協議し指示を仰ぐ。	工事着手前 事前	→	○
	建設副産物の使用承諾願い	共通仕様書[1]1-1-22-2	建設副産物を任意仮設構造物に使用する工事	事前に提出し承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
	建設副産物処分地変更承認願	共通仕様書[1]1-1-22-8	受注者の都合で設計図書に規定の建設発生土受入れ地や建設廃棄物処理地等を変更する工事	事前に提出し承諾を得る。	工事着手前 事前	→	○
工事中止	工事中止通知書 (様式第10号)	共通仕様書[1]1-1-17-1.2 執行規則第18条第1項	工事中止が必要な工事	工事中止が必要となった際に理由を付して通知する。	工事中止前	○	←
	工事中止期間中の維持管理に関する基本計画書	共通仕様書[1]1-1-17-3	工事全体の一時中止となった工事、又は、主たる工種の部分中止で工期が延期となった工事	速やかに提出する。	工事中止時	→	○
	工事中止解除通知書 (様式第11号)	執行規則第18条第3項	工事中止を行った工事	工事中止解除が可能となった際に通知する。 ※契約工期の変更が必要な場合は変更契約工期を記載。	工事中止後	○	←

備考 1) 表中の共通仕様書とは、「長崎県建設工事共通仕様書」を示す。
2) 表中の執行規則とは、「雲仙市建設工事執行規則」を示す。